

指定通所介護事業所 筑水苑 料金表

平成28年11月1日 適用

㉔ 通常規模型通所介護費(所要時間7時間以上9時間未満の場合)

サービス種類/介護区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①通常規模型通所介護費 7時間以上～9時間未満 ()内が自己負担金	656単位 約6,651円 (約665円)	775単位 約7,858円 (約786円)	898単位 約9,105円 (約910円)	1,021単位 約10,352円 (約1,035円)	1,144単位 約11,600円 (約1,160円)
②入浴介助加算 ()内が自己負担金	50単位 約507円 約(51円)				
③サービス提供体制強化加算Ⅱ ()内が自己負担金	6単位 約61円 (約6円)				
延長加算 5時間まで ()内が自己負担金	50単位 約507円 (約51円)				
合計自己負担額(①+②+③)	約722円	約843円	約967円	約1,092円	約1,217円

* 通所介護利用料金(単位に地域加算を加えた金額で表示しています。)

* 地域加算(1単位当たりの単価)・・・10,14円(7級地)となります。

* 別途、介護職員処遇改善加算・・・所定単位数に4.0%相当を乗じた単位数がかかります。

所定単位数・・・基本サービス費に各種加算を加えた総単位数

注1)通常規模の事業所とは、当該年度の前年度の1月当たりの平均利用者延べ人数が750人以内の指定通所介護事業所をいいます。

注2)心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービスの利用が困難である場合は、所要時間2時間以上3時間未満のサービスをご利用になれます。その際のサービス利用料金は所要時間3時間以上5時間未満のサービス利用料金の70%となります。

注3)サービスご利用の前後に、当事業所の従事者により日常生活上の世話をを行い、その通算した時間が9時間以上となるときは、以下の料金を上記のサービス利用料金に加算させていただきます。

加算の種類	加算の要件	基本利用料	利用者負担金
延長加算	所要時間が09時間以上10時間未満の場合 50単位	約500円	約50円
	所要時間が10時間以上11時間未満の場合 100単位	約1,000円	約100円
	所要時間が11時間以上12時間未満の場合 150単位	約1,500円	約150円
	所要時間が12時間以上13時間未満の場合 200単位	約2,000円	約200円
	所要時間が13時間以上14時間未満の場合 250単位	約2,500円	約250円

㉕ 介護保険対象外サービス費用

内容	料金	備考	内容	料金	備考
昼食代	700円/日		教養娯楽費	100円/日	
パンツ/紙オムツ	130円	1枚あたり	パット	50円	1枚あたり

* その月の利用料は、月末で締めて翌月10日頃請求致しますので、請求月の月末までにお支払い下さい。

社会福祉法人 筑水会 筑水苑

〒303-0033 茨城県常総市水海道高野町671-1

TEL:0297-25-1616 / FAX:0297-25-1616